

祇園新橋伝統的建造物利活用事業 審査基準

1. 配点（120点満点）

| 審査項目 | | 審査基準 | 審査基準点 | 配分率 | 配点 |
|------------|----------------------|--|-------|-----|----|
| 提案書等に関する審査 | 祇園新橋の町並みと風情の保全に関する評価 | 当該地の町並みや風情を良く理解しているか。 理解したうえでこれを保全し、又は創造する取組を具体的に提案しているか。 | 5 | ×4 | 20 |
| | 祇園新橋の新たな魅力の創出に関する評価 | 提案に独自性があり、当該地での新たな魅力を創出する取組（事業）となっているか。 周辺地域への波及効果が期待できるか。 | 5 | ×4 | 20 |
| | 京都の文化の世界発信に関する評価 | 提案しようとする京都の文化を明確に表現し、それを世界に発信する仕組みや取組となっているか。 | 5 | ×4 | 20 |
| | 公共性に関する評価 | 京都の伝統や文化、景観まちづくり、或いは市民生活にとって利益があると考えられる空間や機能、取組などの公共性（*）に関する考えが明確に表現されており、それを具体化する提案となっているか。 | 5 | ×2 | 10 |
| 応募者に関する審査 | 事業の実現性や経済性等に関する評価 | 経営状況が健全で、資金計画は妥当なものか。 継続運営に安定性があるか。 | | | 10 |
| | | 耐震改修等において、本市が求める性能を確保し、コストの低減が図られているか。 | | | |
| | | 建造物整備パートナーに、本市内で伝統的な寺社や京町家の改修実績を有する事業者を選定しているか。 | | | |
| 提案価格に関する審査 | 貸付料（月額） | 計画事業内容等から考察して、貸付料が妥当なもので、かつ基準額からの増加分が他提案者と比較して高く設定されているか。 | 5 | ×4 | 20 |
| その他加算事項 | | その他の特筆すべき事項を記載 〔 加点内容 〕 | | | 20 |
| | | 合計 | /120 | | |

（*）今回の提案では、「公共性」を、京都の都市格の向上への寄与なども含め、幅広く解釈することとします。

| | |
|----|---|
| 順位 | |
| | 位 |

| | |
|-----------------|---|
| 審査点（提案者数－順位）＋1点 | |
| | 点 |

2. 審査基準点

| 項目 | 審査基準点 |
|-------------------------|-------|
| 非常に優れている・非常に適切・大いに期待できる | 5 |
| 優れている・適切・普通以上に期待できる | 4 |
| 普通・ある程度期待できる | 3 |
| やや劣る・やや不十分・余り期待できない | 2 |
| 劣る・不十分・期待できない | 1 |

※その他加算事項は、各選定委員が加点内容を記載したうえで、相当と考える得点を記載する。